

地球環境に配慮した酪農・肉用牛経営を目指して

令和4年度環境負荷軽減型持続的生産支援事業（エコ畜事業）

温室効果ガス排出削減の取組に着目して実施します。

支援対象となる農家

- ① 酪農・肉用牛（繁殖・肥育）の経営体であること
- ② 温室効果ガス削減の取組を実施していること
- ③ 飼料作物作付面積が、北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上※1であること
- ④ 農業環境規範の実践をしていること
- ⑤ 環境法令等による指導等を受けていないこと※2

※1 酪農は満27カ月齢以上、肉用牛は満7カ月齢以上の頭数で判断（4月1日現在の頭数）。

※2 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律により文書指導等を事業実施年度内に受けていないこと。また、水質汚濁防止法等の環境関連法令における罰則をうけていないこと。

飼料作物作付面積

飼料作物作付面積は、飼料作物を事業実施年度に作付け・収穫している次の土地面積が対象となります
「自己所有地」、「借地」、「農作業受託面積」、「耕種農家との契約栽培面積」※3、「二期作、二毛作の2作目」※4、5

※3 「耕種農家との契約栽培面積」において、水田活用の直接支払交付金の交付対象面積がある場合は、B、Cの取組の交付金交付対象面積から除く。

※4 Aの取組については1作目のみとする。

※5 永年生牧草の2番草、3番草等は含まない。

温室効果ガス排出削減の取組

A 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換

- ・ 輸入飼料の購入量を削減し水田における自給飼料の生産を拡大
- ・ 交付金単価
 - ① 青刈りとうもろこし等（拡大分） 2,000円/トン
 - ② 牧草（拡大分） 800円/トン但し、1経営体当たり540トンまでを対象（青刈りとうもろこし等の場合）

B 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減

- ・ 以下の①～④の取組から2つを実施 ※6
 - ① 放牧、② 不耕起栽培、③ 消化液の利用、④ 化学肥料の削減
- ・ 交付金単価 15,000円/ha（飼料作付面積）

具体的取組内容は裏面参照

C 有機飼料の生産

（Bとの重複交付は不可）

- ・ 交付金単価 45,000円/ha（飼料作付面積）

D 牛からのメタンガス排出の削減（令和4年度は酪農のみ）

- ・ 脂肪酸カルシウムの給与
- ・ 交付金単価 2,000円/頭（1経営体当たり100頭を上限、1年限り）

※6 酪農は、取組メニューと特認取組メニューの各4メニュー、計8メニューから2つを選択可。

注1) Aの取組は、「支援対象となる農家」の③の要件は適用しない。

Aの取組で重量を計測せずに、面積を重量に換算することも可。

注2) B又はCの取組は、作付け面積の拡大に伴う効率化を考慮し係数を乗じて交付。

【係数】 200ha超400ha以下の部分：1ha×1.1、400超の部分：1ha×1.2

注3) Bの取組の肉用牛の交付金額は、1経営体当たり10haまでを上限とする。

温室効果ガス排出削減の取組内容

A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換

- ◆ **耕種農家と供給契約を締結し**、水田で作付けする作物を**水稻等から青刈りとうもろこしや牧草等に転換**※7する取組が主な対象
- ◆ 畜産農家が本取組において飼料作物の作付を実施した場合、水田活用の直接支払交付金との重複申請は不可
- ◆ **飼料用米や稲WCSへの転換は対象外**
- ◆ **交付期間は、転作してからの5年間**※8

※7 交付対象は、前年度の水稲等の作付面積を基準に拡大した面積(令和4年度より以前に転作した面積は対象外)。

※8 途中で水稲等の作付けを行った場合は、交付金は打ち切り。

B. 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減の取組

- ◆ 以下の①～④の取組から2つ実施

取組	内容
① 放牧の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 酪農で90日/頭(満27か月齢以上)以上、肉用牛で120日/頭(満7か月齢以上)以上の放牧に取り組むこと・ 預託は、酪農は満7か月齢から満18か月齢まで、肉用牛は満7か月齢以上の牛を対象・ 放牧は公共牧場への預託も可
② 飼料作物の不耕起栽培	<ul style="list-style-type: none">・ 単年生飼料作物の場合は、単年生飼料作物に係る経営内の飼料作物作付延べ面積の5割以上で不耕起栽培※9に取り組むこと・ 永年生飼料作物の場合は、永年生飼料作物に係る経営内の飼料作物作付地の面積の1割以上で簡易更新による播種に取り組むこと
③ 消化液の利用	<ul style="list-style-type: none">・ 経営内の飼料作物作付延べ面積の5割以上でメタン発酵処理施設の消化液を利用した栽培に取り組むこと・ 成分分析した消化液を利用すること・ 生ゴミや汚泥等を原材料とする共同利用型施設の消化液の利用も可
④ 化学肥料の削減	<ul style="list-style-type: none">・ 経営内の飼料作物作付延べ面積の8割以上で牧草を作付けする場合、化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。 ただし、草地更新の際は対象外とする・ 経営内の飼料作物作付延べ面積の2割以上でデントコーン・ソルガム等を作付けする場合、化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること

※9 不耕起栽培とは、前作物収穫後に農地を耕起せず、表面の攪拌や切れ込みを入れた後、播種、施肥等を行う栽培方法。



特認取組メニュー(酪農のみ)

- ◆ 酪農ではこれまでの取組状況を勘案し、経過措置として時限的にBの「飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減の取組」のメニューと以下の「特認取組メニュー」から2つ選択して実施することができます。

取組	内容
① 国産副産物の利用促進	<ul style="list-style-type: none">・ 国産の農水産品副産物を土壤改良資材又は飼料の原料として使用※10・ 土壤改良資材を選択する場合、飼料作物作付地の土壤分析(pH、リン酸、カリウム、マグネシウム、カルシウム)を行い、経営内の飼料作物作付地の面積の2割以上に散布すること・ 飼料の原料を選択する場合※11、酪農家1戸当たり年間12トン以上を利用すること
② スラリー等の土中施用	<ul style="list-style-type: none">・ 経営内の飼料作物作付地の面積の2割以上で、スラリー等※12の土中施用※13に取り組むこと
③ 農薬使用量の削減	<ul style="list-style-type: none">・ 経営内の飼料作物作付延べ面積の8割以上で牧草を作付けする場合は、無農薬栽培に取り組むこと。ただし草地更新の際は農薬を使用することができる※14・ 経営内の飼料作物作付延べ面積の2割以上でデントコーン・ソルガム等を作付けする場合は、農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること
④ 草地のピンポイント更新技術の活用	<ul style="list-style-type: none">・ 経営内の飼料作物作付地の面積の2割以上を解析した上で、ドローン等を活用した必要個所の部分的な施肥又は除草に取り組むこと

※10 土壤改良資材は事業実施都道府県内で調達されたものに限る。

※11 飼料の原料として利用する場合、副産物は一次処理していないものであること。

※12 スラリー等とは、ふん・尿混合の液肥、固液分離後の液肥、メタン発酵消化液等液状のもの。

※13 土中施用とは、スラリーインジェクター等の専用機械を用いる土壌注入、ハロー等で土表に切れ込みスラリー等の散布を行い、鎮圧等により切れ込みにすり込むようにする必要。

※14 草地更新以外の理由により、やむを得ず農薬を使用する場合は、経営内の飼料作物作付地の面積の2割以内とすること。

C. 有機飼料の生産

- ◆ 「有機畜産物の日本農林規格」又は「有機飼料の日本農林規格」に基づいた飼料作物の栽培を実施する取組が対象
- ◆ 有機畜産物又は有機飼料の登録認証機関に申請し、認証事業者として認証されることが必要

注4) Bの「飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減の取組」との重複申請は不可。

D. 牛からのメタンガス排出の削減 (令和4年度は酪農のみ)

- ◆ 脂肪酸カルシウムの給与計画を作成し、1頭あたり年間10kg以上を給与※15する取組が対象
- ◆ 脂肪酸カルシウムの給与に当たっては、養分要求量等に注意する必要があることから、牛個体や乳質に影響が出ないよう飼料メーカー等とよく相談すること

※15 満27カ月齢以上の牛で算出。

注5) 令和3年度環境負荷軽減型酪農経営支援事業において、脂肪酸カルシウム給与の取組を実施した者を除く。

参加の手続き

1. 事業参加の申込み

【協議会経由】（主に酪農）

【直接申請】（主に肉用牛）

◆取組の実施計画を作成し、協議会（農協等）を経由して提出。実施計画の承認を得る。

◆農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で取組内容（実施計画）等を入力し申請。実施計画の承認を得る。

◆TMRセンター等の組織として事業参加する場合は、個人毎ではなく、組織としての参加手続が必要です。
◆飼料作物作付面積を、農地基本台帳等により、明確にする必要があります。また農協等は、面積を正しく記入しているか、農地基本台帳等により確認する必要があります。

2. 取組の実施

◆取組計画に基づく取組の実施
◆農業環境規範の実践（点検シートによる確認）

3. 交付の申請

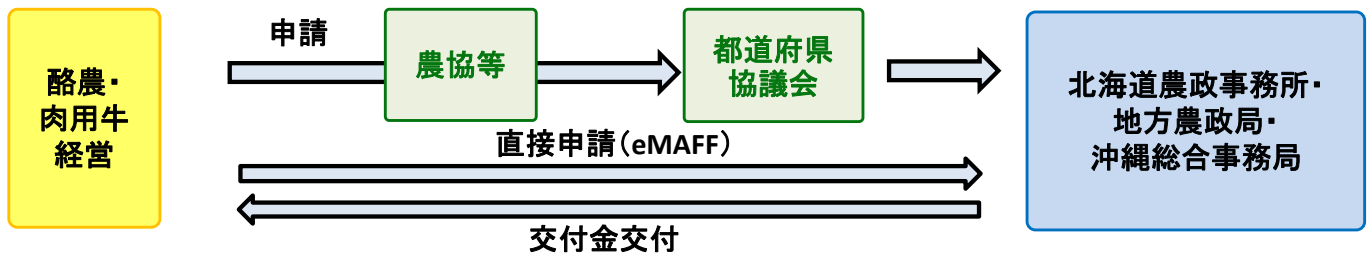
◆実施計画で承認を受けた交付対象面積等について、農協を経由して交付申請。

◆実施計画で承認を受けた交付対象面積等について、eMAFFで交付申請。

交付金を受給

◆農協等は、事業参加者が交付要件に適合していることを現地確認します。
◆直接申請の場合は、必要に応じて農政局等が直接事後確認を行います。事後確認の際、書類等の不備や不適切な実施が認められた場合は、補助金は返還並びにその後のエコ畜事業への参加ができなくなる場合があります。
◆会計検査院による実地検査の対象となりますので、実地検査の際は説明を求められることをご承知おきください。

4. 実施体制



問い合わせ先

環境負荷軽減型持続的生産支援事業につきましては、最寄りの都道府県協議会（農協等）、農林水産省（農政局等）にお問合せください。

1. 農林水産省本省

農林水産省畜産局企画課 畜産経営安定対策室

03-3502-8111（代表）（内線）4890

2. 地方農政局等

北海道農政事務所 生産支援課 酪農・畜産グループ

011-330-8807

東北農政局 生産部 畜産課

022-221-6198

関東農政局 //

048-740-5266

北陸農政局 //

076-232-4317

東海農政局 //

052-223-4625

近畿農政局 //

075-414-9022

中国四国農政局 //

086-224-9412

九州農政局 //

096-300-6285

沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室

098-866-1653